

総務委員長報告に対する討論

2008.6.27 川上直喜

私は、ただいまの総務委員長報告のうち、議案第 64 号、及び、第 67 号に反対し討論を行います。

まず議案第 64 号、専決処分の承認（平成 19 年度飯塚市一般会計補正予算第 4 号）についてです。福岡県産炭地域振興センター助成金 5385 万 7000 円のうち 5000 万円は、市立病院開設事業、具体的には、筑豊労災病院購入事業に対する助成金であるとの説明がありました。もともと購入費用はすべて借金の予定でしたが、「病院事業には 1 円も投入しない」という市長の無責任な方針によって、返済は指定管理者となった地域医療振興協会が責任を持つことになっていました。総務委員会では、今回の 5000 万円の助成決定による地域医療振興協会の負担軽減は約 1600 万円であり、助成申請当時は考えていなかったが、今後、良質の医療の確保に生かすように申し入れるという内容の答弁がありました。これは、当然のことです。

しかし、3 月 25 日に内示のあった助成予定は 1 億円であり、地域医療振興協会の負担軽減は 5000 万円でした。当時、じん肺治療をはじめ 12 科 250 床でスタートするのに必要な医師数 32 名に対し 21 人、3 分の 2 しか確保できていない深刻な状況にあり、住民や患者団体、また市議会では、わが党議員団も市

長に対し必要な財政出動を行うよう要求していました。これに対し市長は、「医師確保の努力はする」とはいうものの、「市は財政困難」などといって拒否する一方で、当面の市の借金による財政出動を減らす今回助成金の申請については、市民の目から隠れ、市議会にも報告を遅らせながら、一部の政治家や福岡県の幹部、及び、病院事業債の入札を3月18日に行うに至るなど金融機関と極秘裏に交渉を続けていたのであります。本市が責任をもって財政出動を行なう立場を確立するとともに予定通り1億円の助成があれば、医療充実にとって大きな力になったはずです。現在、市立病院は深刻な医師不足が続き、脳外科が開設できず、整形外科も動きがとれない、医師も短期派遣となるなど、住民と患者に対する医療サービス水準は後退したまま、経営の面でも深刻な影響が生じており、国の総医療費抑制政策と結びついた、市長の「1円も出さない」という無責任な方針とともに、今回の助成金が5000万円も減った問題はきわめて重大です。

なぜ、助成金が5000万円も減ったのか、市はその理由を明確にせず、その場しのぎの適当な答弁を繰り返しています。その背景には、きわめて不透明なものが広がっています。

筑豊労災病院購入のための資金計画は全額借金で、4分の3は病院事業債、4分の1が合併特例債を予定した一般会計からの出資でした。12月段階では、3億円予算に対して2億7000万円を要望、交渉を通じて1億円を申請、1月に

購入金額が約 2 億 8600 万円と決まったあと、3 月に届いた内示は 1 億円、ところが、4 月になって確定通知があったのが 5000 万円です。

市は、「購入資金はすべて助成対象と思いこんでいたが、すでに借りてしまった病院事業債の分は対象にならないといわれた」「助成に関する要綱を良くみると私に見落としがあった」などと説明しました。それが本当なら、繰り返し調整してきたはずの福岡県の説明責任、市の無能力と無責任が、個人責任も含めて厳しく問われるはずで、このような適当な答弁を市民が信頼できるでしょうか。

また、産炭地域振興センターの助成制度には、福岡県が広域的な観点から独自に配分する枠 25 億 7000 億円、工業団地造成などを対象とする市町村配分枠 56 億 5000 万円、本市には 7 億 200 万円ですが、この 2 つの枠に境界はないというのが市の答弁です。ですから、今回決定した助成金 5000 万円は、どちらの枠からのものか、わからないことになります。

この助成金の申請、内示、決定の時期は、鯉田工業団地造成計画がサンコーコンサルタント株式会社を中心に三菱マテリアル、九州大学、福岡県、飯塚市の関係者によって繰り返し協議され、工事費が大きく増える方向へ計画が変更されたことが、コンサルタント会社の調査報告書によってわかります。総務委員会における市の答弁によると、12 月の申請のあと嘉麻市を含む地元選出の複数の県会議員に協力要請を行った、しかし、鯉田工業団地造成に関する助成

金については相談せず、筑豊労災病院購入費についてのみ要請したといえます。しかし、いつ、どこで、誰に、どんな要請をしたかについては具体的には明らかにしない、また、急転直下、助成金が 5000 万円減額となったあとの再び県会議員を訪問し、市の方から、「今回助成を受けた 5000 万円は広域枠」と説明したことになっています。これも、つじつまの合わないことです。

さらに、助成金申請を担当した総合政策課は 4 月の人事異動で、課長に加えて新たに課長補佐を配置、係長 4 人、職員 1 人の 7 名体制に 1 人増えましたが、職員 1 人を除いて全員が新任となったのも異例です。

こうした不透明感や疑問が残るおおもとは、市長が筑豊労災病院国の責任による存続を求め、4 年間で 2 回にわたって 6 万人をこした署名運動など、市立病院としての存続に大きな力を発揮した、地域住民と患者、医療労働者をはじめ広範な市民と力を合わせる立場の欠如があることを指摘せざるを得ません。ほんらい、市立病院の医療充実にマイナスで不透明な経過をたどった福岡県産炭地域振興センター助成金を含む補正予算案は、臨時議会に提出すべきだったのであり、したがって、わが党は今回専決処分を認めることはできないのであります。

次は、議案第 67 号、専決処分の承認（飯塚市税条例の一部を改正する条例）についてであります。年金から住民税を一方的に天引きする特別徴収の導入は、

来年 10 月からとなっていますが、高齢者にとっては、介護保険料、国民健康保険税、後期高齢者医療保険料に続くものです。高齢者の暮らしの状況を考慮して、納税相談などで様々な対応を行う余地が、いっそう狭められることになり、高齢者の生活は深刻に脅かされかねません。また、いわゆる「ふるさと納税」については、ふるさとを思う心はだれにあることですが、そもそも、住民税は地方自治体の財源ですから、国の財政には影響ありません。しかし、このような政策を持ち出さざるをえなくなった背景には、地方交付税を大幅に削減し、地方を疲弊させてきた国の責任があります。地方財政再建のためには、地方間の財政格差是正という地方交付税の機能回復と充実こそ必要です。今回改正には、緊急性は認められず、専決処分を行うべきではなかったことを厳しく指摘しておきます。

以上で、私の討論を終わります。